# 海外療養費の支給申請に対する審査について

健康保険法第８７条に基づき支給される海外療養費については、虚偽の支給申請を行う不正請求事案が相次いでいることから、厚生労働省より審査の強化が求められております。

ＴＤＫ健康保険組合におきましても不正請求を未然に防止する観点から、支給申請に対して審査を強化する取り組みを実施致します。

当組合が必要と判断した場合は、海外に渡航した事実が確認できる書類（パスポート等の写し）の提出、医療機関に対して照会をさせて頂く場合がございます。

海外療養費請求における適正化対策にご理解ご協力お願い致します。

| |
|---|
| 健康保険法抜粋　第８７条<br>保険者は療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、調剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等を代えて、療養費を支給することができる。 |